

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営理念に「百貨店業としての使命を遂行し、市民生活の向上と地域社会の発展に貢献し、もって社業の繁栄と成長を期する」を掲げ、企業の社会的責任を果たしつつ、企業価値を向上させることを経営の第一義と位置づけております。

この観点から、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと捉え、お客様、株主、お取引先、地域・社会等のステークホルダーとの間に良好な関係を築くとともに、経営の透明性と公正性を高め、経営監督機能の強化、コンプライアンスの推進を柱とするコーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

〈補充原則1-2-4〉

当社は、議決権の電子行使および招集通知の英訳は現時点では行っておりません。

これは、当社の株主構成における機関投資家および外国人株主の割合が極めて少ないことから、現状では必要ないと考えているためであり、今後の株主構成比率の推移等に応じて、必要により検討を行う予定であります。

〈補充原則3-1-2〉

当社は、投資家に向けた投資判断に関わる情報に関して、英語での情報開示・提供は現時点では行っておりません。

これは、当社の株主構成における外国人株主の割合が極めて少ないことから、現状では必要ないと考えているためであり、今後の株主構成比率の推移等に応じて、必要により検討を行う予定であります。

〈補充原則4-2-1〉

当社は、取締役報酬の一部を単年度業績と連動する業績連動報酬としておりますが、自社株報酬については導入しておりません。

報酬体系のあり方については、今後の検討課題として認識しております。

〈補充原則4-11-3〉

当社は、これまで取締役会全体の実効性の分析・評価を行っておりません。

今後は、取締役会において毎年1回、取締役会の実効性について分析・評価を行う予定であります。その結果の概要については、実施後に開示することとします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〈原則1-4 いわゆる政策保有株式〉

当社は、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先の信用力・安全性等を検証のうえ、純投資目的以外の目的で当該取引先の株式を保有することがあります。

保有株式の議決権については、当該取引先の適切なコーポレートガバナンス体制の整備や中長期的な価値向上と持続的成長に資する提案であるかどうか、また、当社への影響や株主価値の毀損につながるものでないか等について確認のうえ、当社所定の手続きを経て行使することとしております。

〈原則1-7 関連当事者間の取引〉

取締役との競業取引および利益相反取引については、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、取締役会の承認を要するものとしております。

また、親会社およびその子会社との取引については、その他の株主の利益に配慮し、特別に定めた手続きにより当社に不利益となる取引に該当しないかを慎重に審査のうえ、行うこととしております。

〈原則3-1 情報開示の充実〉

(i)

【経営理念】

「わが社は、百貨店業としての使命を遂行し、市民生活の向上と地域社会の発展に貢献し、もって社業の繁栄と成長を期する」

【経営方針】

1. 創造と革新の姿勢をもって、積極果敢に目標と取り組む
2. 顧客第一の精神に徹し、まごころと感謝の念をもって奉仕する
3. よりよい生活の提案者を目指し、魅力ある店づくりに努める
4. 相互信頼を基盤として、取引先との共存共栄をはかる
5. 理解と協調のもとづく人間関係を樹立し、働きがいのある職場環境をつくる

【中期経営計画(2015-2017)】

平成27年4月10日の開示資料をご参照ください。

(<http://www.d-kintetsu.co.jp/corporate/pdf/20150410000095.pdf>)

(ii)

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、経営理念に「百貨店業としての使命を遂行し、市民生活の向上と地域社会の発展に貢献し、もって社業の繁栄と成長を期する」を掲げ、企業の社会的責任を果たしつつ、企業価値を向上させることを経営の第一義と位置づけております。

この観点から、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと捉え、お客様、株主、お取引先、地域・社会等のステークホルダーとの間に良好な関係を築くとともに、経営の透明性と公正性を高め、経営監督機能の強化、コンプライアンスの推進を柱とするコーポレート・ガバナ

ンスの充実を図ります。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本方針】

以下のとおりであります。

・企業行動指針

当社では、経営理念に基づき、法令・ルールはもとより、社会規範を尊重し、良識ある事業運営を心がけ、企業の社会的責任を果たすため、全ての役員、従業員がその趣旨を理解し、お客様と社会に奉仕・貢献するための日常の業務遂行の基準を、近鉄百貨店(グループ)企業行動指針としてまとめております。

企業行動指針においては、当社のステークホルダーである、お客様、お取引先、株主・投資家、地域・社会および社員との間で良好な関係を築くことを定めております。

企業行動指針は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.d-kintetsu.co.jp/corporate/csr/index.html>)

・株主との関係

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境を整備してまいります。

また、株主・投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時、適切に開示し、透明性の確保に努めてまいります。

・株主以外のステークホルダーとの関係

当社は、株主・投資家に限らず、お客様、お取引先、地域・社会および社員といったステークホルダーとの間で良好な関係を築くことが、企業としての社会的責任を果たすことにつながると考えております。なかでも、社員との関係において、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することが、会社の持続的な成長を期するうえでの強みとなり得るとの認識から、社内における多様性の確保に取り組みます。特に、女性の活躍推進は当社の今後の飛躍のために不可欠との考えのもと、会社全体の意識改革を図るとともに、女性の働きやすい環境の整備を進めてまいります。

・取締役会の構成等

当社の取締役会は、社外を含む取締役・監査役全員が、その経験や知見を活かして自由闊達な議論により取締役会を活性化させるとともに、適切にリスクテイクを支える環境のもと、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、その役割・責務を適切に果たしてまいります。

(iii)

当社は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、取締役報酬および監査役報酬を決定しております。

取締役報酬については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長執行役員が各取締役の地位等に応じて配分を決定しているほか、その一部については業績連動報酬としております。監査役報酬については、監査役の協議により報酬額を決定しております。

(iv)

当社は、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、取締役会全体としてのバランスおよび多様性を確保しつつ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資することを基本としております。

そのうえで、常勤の取締役・監査役については、経験・能力をはじめあらゆる点を総合的に考慮し適任とされる者を、非常勤の取締役・監査役については、豊富な経験と見識を持つとともに当社の事業について理解がある者を、代表取締役社長執行役員が候補者として推薦し、取締役会で候補者を決定することとしております。

(v)

取締役および監査役個々の選任・指名の理由は次のとおりです。

【取締役】

小林 哲也

経済人としての豊富な経営経験と高い見識を持つだけでなく、親会社である近鉄グループホールディングス株式会社の役員を兼任しており、経営監督機能の強化およびグループ企業との連携による相乗効果が期待されることから、取締役に適任であると判断いたしました。

高松 啓二

近鉄グループホールディングス株式会社において、流通事業本部長、レジャー事業本部長などを務め、同社における豊富な業務経験ならびに当社における経営全般の知見を有していることから、取締役に適任であると判断いたしました。

福田 正男

主に経理・財務関連業務に従事し、経理本部長を務めるなど、同業務に関する専門的知識および豊富な業務経験を有していることから、取締役に適任であると判断いたしました。

秋田 拓士

主に営業関連業務に従事し、近鉄グループ会社の営業本部長を経て、現在当社営業統括本部長を務めるなど、同業務に関する専門的知識および豊富な業務経験を有していることから、取締役に適任であると判断いたしました。

山口 仁志

営業部門、外商部門、管理部門など幅広い業務に従事し、現在営業統括本部法人外商本部長を務めるなど、豊富な業務経験を有していることから、取締役に適任であると判断いたしました。

尾原 謙治

主に営業関連業務に従事し、現在営業統括本部副本部長を務めるなど、同業務に関する専門的知識および豊富な業務経験を有していることから、取締役に適任であると判断いたしました。

吉田 茂

主に外務業務に従事し、現在営業統括本部外商本部長を務めるなど、同業務に関する専門的知識および豊富な業務経験を有していることから、取締役に適任であると判断いたしました。

速水 良照

主に営業関連業務に従事し、現在営業統括本部本店長を務めるなど、同業務に関する専門的知識および豊富な業務経験を有していることから、取締役に適任であると判断いたしました。

矢田 浩司

主に営業関連業務に従事し、現在営業統括本部奈良店長を務めるなど、同業務に関する専門的知識および豊富な業務経験を有していることから、取締役に適任であると判断いたしました。

向井 利明(社外取締役・独立役員)

関西電力株式会社の取締役副社長を経て、現在関電不動産開発株式会社の取締役会長を務め、経済人として豊富な経営経験と高い見識を有し、また当社グループから独立した立場で当社グループ経営への助言をいただくことが期待できることから、社外取締役に適任であると判断いたしました。

吉川 一三(社外取締役・独立役員)

住江織物株式会社の取締役社長を務め、経済人として豊富な経営経験と高い見識を有し、また当社グループから独立した立場で当社グループ経営への助言をいただくことが期待できることから、社外取締役に適任であると判断いたしました。

【監査役】

長田 宏(常勤・社外監査役)

近鉄グループ会社および当社において監査役を務めるなど豊富な監査実務の知識と経験を有し、当社において常勤の監査役としてその職責を十分に果たしてきたことから、社外監査役に適任であると判断いたしました。

岡本 真二(常勤)

主に営業関連業務に従事し、営業統括本部和歌山店長を務めるなど、当事業に精通しており、その経験が当社の監査に資すると期待できることから、監査役に適任であると判断いたしました。

井上 圭吾(社外監査役・独立役員)

アイマン総合法律事務所に所属する弁護士であり、同氏の有する弁護士としての専門的な知識および豊富な実務経験が当社の監査に資すると期待できることから、社外監査役に適任であると判断いたしました。

若井 敬

近鉄グループホールディングス株式会社に入社以来、同社および同社の子会社において主に経理・財務関連業務に従事し、企業会計の実務に長年にわたり携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査役に適任であると判断いたしました。

〈補充原則4-1-1〉

当社は、任意の仕組みとして執行役員制度を採用しており、経営の意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を区分することにより、迅速で効率性の高い企業経営を行っております。これに基づき、当社付議基準において取締役会の決議事項として定めた事項を除く業務執行については、一定の基準に基づく決裁権限を社長執行役員以下経営陣に委任しております。

〈原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〉

当社は、社外取締役・監査役を独立役員として指定するにあたっては、東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを確認しております。

〈補充原則4-11-1〉

当社の取締役会は、経営の意思決定・監督機能を適切に果たすため、多様な経験・見識・専門性を有する取締役を選任することにより、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性を確保しております。

また、近鉄グループとの連携による相乗効果を図るため、親会社である近鉄グループホールディングス株式会社からの取締役を選任するとともに、経営に外部視点を取り入れ、業務執行に対する監督機能を強化するため、社外の企業経営者、学識経験者、法曹関係者等、豊富な経験と見識を有する者から独立社外取締役を選任することとしております。

取締役の員数については、当社定款で定められた員数の範囲内で、事業規模・経営課題等を総合的に勘案し、適切な規模を決定することとしております。

〈補充原則4-11-2〉

取締役および監査役の他の上場会社等における主な役員兼任状況は以下のとおりであり、当社の取締役または監査役としてその役割・責務を適切に果たすことを妨げるものではないと判断しております。

取締役会長 小林 哲也

近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長

近鉄不動産株式会社取締役会長

KNT-CTホールディングス株式会社取締役会長

株式会社近鉄エクスプレス取締役

三重交通グループホールディングス株式会社取締役

関西電力株式会社取締役

取締役 向井 利明

関電不動産開発株式会社取締役会長

取締役 吉川 一三

住江織物株式会社取締役会長兼社長

監査役 井上 圭吾

アイマン総合法律事務所弁護士

グンゼ株式会社監査役

監査役 若井 敬

近鉄グループホールディングス株式会社取締役常務執行役員

〈補充原則4-11-3〉

当社は、これまで取締役会全体の実効性の分析・評価を行っておりません。

今後は、取締役会において毎年1回、取締役会の実効性について分析・評価を行う予定であります。その結果の概要については、実施後に開示することとします。

〈補充原則4-14-2〉

当社は、取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分発揮されるよう、取締役・監査役の職務遂行に必要とされる情報(法的知識、業界および当事業に関する情報等)およびそれらを得るための機会を提供しております。

〈原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〉

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下のとおり方針を定めております。

(1) 株主との建設的な対話全般については、情報取扱責任者である総務本部担当役員が統括する。

- (2) 株主・投資家からの対話の申し入れがあった場合には、その内容・目的・株式数等を総合的に勘案し、IR担当部門が中心となり、経営企画担当部門、株式担当部門、経理担当部門と適切に情報交換を行い、対応に当たることとする。
- (3) 株主との対話に当たっては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理する。
- なお、四半期ごとの決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える沈黙期間とする。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
近鉄グループホールディングス株式会社	254,878,606	63.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(りそな銀行再信託分・近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)	14,450,000	3.57
株式会社大林組	12,961,000	3.20
株式会社奥村組	12,887,000	3.18
株式会社きんでん	12,886,000	3.18
近鉄共栄持株会	7,998,000	1.97
株式会社竹中工務店	7,760,000	1.91
株式会社近鉄エクスプレス	5,154,000	1.27
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,000,000	1.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,000,000	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	近鉄グループホールディングス株式会社（上場:東京、名古屋）（コード）9041

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

近鉄グループホールディングス株式会社またはその子会社との取引条件は、近隣相場および市場価格等を参考に、協議のうえ合理的に決定しております。また、それらの会社との重要な取引については、特別に定めた手続きにより慎重に行うなど、少数株主の保護を図っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社である近鉄グループホールディングス株式会社グループの流通事業を担う中核会社として、同社およびそのグループ企業と緊密な協力関係を保っておりますが、これらの会社と取引を行う場合は、近隣相場および市場価格等を参考に、協議のうえ合理的に決定しており、経営の独立性を確保しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
向井 利明	他の会社の出身者											
吉川 一三	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
向井 利明	○	——	向井利明氏は、関電不動産開発株式会社の取締役会長であります。同氏は経済人として豊富な経営経験と高い見識を有し、当社グループから独立した立場で当社グループ経営への助言をいただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役に選任いたしました。 また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがありませんので、独立役員として指定いたしました。
吉川 一三	○	——	吉川一三氏は、住江織物株式会社の取締役会長兼社長であります。同氏は経済人として豊富な経営経験と高い見識を有し、当社グループから独立した立場で当社グループ経営への助言をいただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役に選任いたしました。 また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生

		じる恐れがありませんので、同氏を独立役員として指定いたしました。
--	--	----------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人で、同監査法人は監査役会において監査計画や監査の結果等につき、詳細な説明を行っています。また、内部監査を担当する部門として監査部を置き、内部監査の実施状況等については監査部から監査役に報告を行い、連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長田 宏	他の会社の出身者													
井上 圭吾	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長田 宏		――	長田宏氏は、豊富な監査実務の知識と経験を有し、当社において常勤の監査役としてその職責を果たしてきたことから社外監査役として選任いたしました。
井上 圭吾	○	――	井上圭吾氏は、アイマン総合法律事務所に所属する弁護士であります。同氏の持つ弁護士としての専門的な知識および豊富な実務経験が当社監査に資すると期待できることから社外監査役として選任いたしました。 また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがありませんので、同氏を独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役の任期を1年とし、各年の業績を勘案のうえ報酬を決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、取締役報酬および監査役報酬を決定しております。取締役報酬については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長執行役員が各取締役の地位等に応じて配分を決定しているほか、その一部については業績連動報酬としております。監査役報酬については、監査役の協議により報酬額を決定しております。なお、役員退職慰労金制度については、平成15年5月22日開催の第109期定時株主総会の日をもって廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては総務部が、社外監査役に対しては監査役室が窓口となり、連絡や報告を行い、サポートする体制としています。取締役会の前には、社外取締役に対し、あらかじめ議案書を提示し、要請があれば付議案件について詳細な説明を行うこととしております。同様に、社外監査役に対しても事前説明を行っております。また、社外取締役および社外監査役から求められた場合、求められた事項について説明を行うとともに、社外監査役はその職務に必要な情報を得るため、重要な会議に出席できることとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しており、会社の機関として、会社法に定める株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置するとともに、内部監査の整備に努め、常務役員会議等の会議体を設けるなど、企業統治の実効性向上に努めております。

(1) 業務執行

取締役会は、取締役11名で構成しており、うち2名は社外取締役で、取締役会の監督機能を強化しております。取締役会は、議長を取締役会長が務め、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項を決議・報告しております。また、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を区分することにより、迅速で効率性の高い企業経営を行っております。

このほか、当社グループの経営戦略や経営課題について、常勤の取締役の間の緊密な情報交換と意思疎通を図るため原則毎週1回開催の経営会議ならびに取締役業務者を含む全執行役員間の情報の共有と効率的な業務執行を図るため原則毎月1回開催の常務役員会議を設置し、経営に関する重要な事項について審議しております。さらに、法令上および倫理規範上の諸問題を防止・管理・処理することを目的とし、常勤の取締役および執行役員からなるコンプライアンス推進委員会、環境保全問題に適切に対応することを目的とし、常勤の取締役、執行役員および各店の店長からなる環境対策推進委員会等の組織横断的な各種委員会を設置し、個別の経営上の課題について検討しております。

(2) 監査役会

監査役会は、監査の基本方針等を決定するとともに、各監査役が実施した監査の報告等を行っております。監査役会は原則として毎月1回開催し、監査役会規程に定める付議事項を決議・協議・報告しております。なお、監査役4名(財務および会計に関する相当の知見を有する者1名を含む。)のうち2名は社外監査役であり、監査の厳正、充実を図っております。また、監査役の指揮を受けて監査役会および監査役の監査に関する事務を処理する専任部署として監査役室(所属人員2名)を設置しております。

(3) 内部監査

内部監査につきましては、業務改善の促進、経営効率の向上ならびにグループ会社の業務の適正を確保するため、監査部(所属人員8名)による内部監査を適時に行っております。

(4) 会計監査人

会計監査については、当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、当事業年度において同監査法人は指定有限責任社員吉田享司、松本浩、中畑孝英の3名のほか、公認会計士15名およびその他19名により監査を行いました。監査役、監査部および会計監査人は、必要に応じて、監査計画やその結果等について情報交換を行うことにより連携を図り、効率的かつ効果的な監査に努めております。

(5) 責任限定契約の締結状況

当社は、会社法第427条第1項ならびに定款第27条および第35条の規定に基づき、独立役員である向井利明氏、吉川一三氏および井上圭吾氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役2名を含む取締役11名で構成する取締役会と、社外監査役2名を含む監査役4名で構成する監査役会とを設置する当社の現在のガバナンス体制は、豊富な経験と幅広い見識を有し当社事業にも精通している社外役員を確保していることから、経営に対する監督および監視機能と業務執行の効率化機能とを併せ持ち、的確な経営の意思決定、効率的で適正な業務執行を確保するために有効であると認識しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より数日早く発送しております。
その他	株主総会における事業報告および計算書類の内容報告等に際して、ビジュアル機器を使用するなど、わかりやすく開かれた株主総会の実現に努めております。また、当社ホームページに招集通知等株主総会情報を掲載し、株主総会についての情報提供を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内(http://www.d-kintetsu.co.jp/corporate/)において、決算短信、決算説明資料、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	秘書広報部をIRの担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	近鉄百貨店(グループ)企業行動指針において、お客様、株主、取引先、地域社会等のステークホルダーとの間に良好な関係を築くことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、環境対策推進委員会を設置しており、同委員会の事務局において、環境フェアの開催、節水・節電キャンペーンの実施、環境美化活動への参加、屋上緑化計画の推進など、さまざまな環境保全活動に取り組んでいます。また、コンプライアンス経営を推進するため、コンプライアンス推進委員会を設置し、同委員会の事務局および弁護士事務所がコンプライアンス相談窓口となり、コンプライアンスに関する相談や報告を受け付けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	近鉄百貨店(グループ)企業行動指針において、株主や投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時・適切に開示することを定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

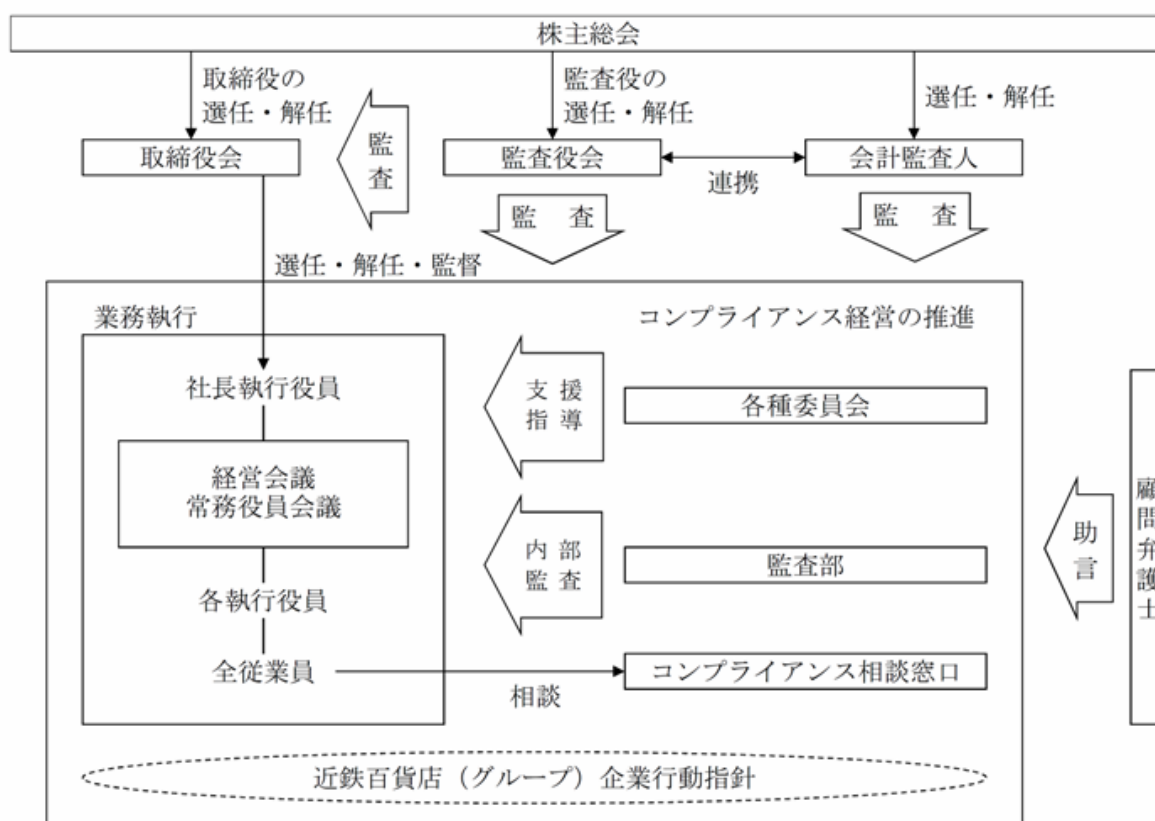
当社は、取締役会において以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しております。なお、本方針については必要が生じる都度取締役会において見直しを実施しており、下記は最新の決議の内容を記載しています。

1. 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役員および従業員の拠るべき行動基準として、「近鉄百貨店(グループ)企業行動指針」を制定する。
 - (2) 当社が直面または将来直面する可能性のある法令および倫理規範上の諸問題を処理・防止・管理するため、「コンプライアンス推進委員会」を設置する。
 - (3) 「コンプライアンス推進委員会」事務局内に、コンプライアンス相談窓口を設け、法令等に反する疑いのある行為について相談や報告を受け付け、必要に応じて調査、是正等の措置を講ずる。
 - (4) 「近鉄百貨店(グループ)企業行動指針」を全社へ浸透させるため、役員および従業員に対し階層別にコンプライアンス教育を実施するとともに、コンプライアンスマニュアルを配布する。
 - (5) 法令、社内諸規則に定めるところに従い、業務が適切に遂行されているか否かを検証するため、内部監査担当部署が内部監査規程に基づき業務・能率監査等の内部監査を実施する。
 - (6) 反社会的勢力との関係については、これを一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとることとし、その旨を「近鉄百貨店(グループ)企業行動指針」に明示する。
 - (7) 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、財務報告を法令等に従って適正に作成することの重要性を十分に認識し、必要な体制等を適切に整備、運用する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理するため、「文書取扱規程」を定め、これに基づいた保存、管理を行う。また、稟議書等の重要な文書については、役員が随時閲覧できる体制を整える。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスクの把握、分析、発生時の対応等を内容とする「リスク管理規程」を制定し、リスクを適切に管理する体制を整える。
 - (2) 当社に重大な損害を与える様々なリスクを適切に管理し、リスク発生時における効果的・効率的な対応を図るため、「リスク管理委員会」を設置する。同委員会において危機管理マニュアルを作成し、一定の役職者に対しこれを配布し、リスク発生時における迅速な情報伝達と対策決定ができる体制を整える。
 - (3) 「リスク管理委員会」の事務局は、当社において発生したリスクおよびその対応状況について、同委員会に報告する。
 - (4) 重大なリスクについては、個別の規程を制定し、必要に応じて専従部署または会議体を設置するなどの体制を整える。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 迅速で効率性の高い企業経営を行うため執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を区分する。
 - (2) 取締役会の決議により、業務組織と分掌事項を設定し、執行役員の担当を明確に定め、効率的な業務執行が行える体制を構築する。また、執行役員の役付に応じ、一定の基準に基づく決裁権限を委譲する。
 - (3) 執行役員間の情報の共有と効率的な意思決定を図るため、「常務役員会議」等の会議体を設置し、経営に関する重要な事項について審議を行う。また、必要と認めるときは下部機関を設け、個別案件ごとに調査および検討を行わせることができることとする。
 - (4) 日常の業務の効率化を図るため、社内規程やマニュアル等を整備する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ会社を担当する部署が中心となり、グループ会社から経営に関する重要な事項について定期的に報告を受ける体制を整える。
 - (2) 「近鉄百貨店(グループ)企業行動指針」をグループ会社の役員および従業員に周知し、グループ会社において法令、定款および倫理規範を遵守する体制を整える。
 - (3) グループ会社のリスクに関する情報を収集し、必要に応じて当社のリスク管理委員会に報告する。また、グループ会社において、「リスク管理規程」を制定し、リスクを適切に管理する体制を整える。
 - (4) グループ会社において、効率的な業務執行が行われるよう、グループ会社の組織体制を整備するとともに、グループ会社に役員を派遣して業務の執行状況を監督する。
 - (5) 当社の内部監査担当部署が定期的にグループ会社に対して監査を実施する。
 - (6) 当社と親会社またはその子会社との間で利益の相反する取引を実施するに当たっては、親会社以外の株主の利益に配慮し、特別に定めた手続きによる。
6. 監査役の監査に関する体制
 - (1) 監査役および監査役の監査に関する事務を処理するため、「監査役室」を置き、専属の従業員を置く。
 - (2) 「監査役室」所属の従業員は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査や情報収集を行うことができるものとする。当該従業員の人事異動、人事評価等については、あらかじめ常勤の監査役の同意を得る。
 - (3) 当社およびグループ会社の取締役、執行役員および従業員ならびにグループ会社の監査役は、当社の監査役に対して、法令に定める事項のほか、当社およびグループ会社の業務または財務の状況に係る重要事項を速やかに報告する。この重要事項には、「コンプライアンス推進委員会」事務局が受け付けた事項、リスクに関する事項、内部監査に関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
 - (4) 取締役、執行役員および従業員は、監査役に対して、業務執行に係る文書その他の重要な文書を回付する。また、当社の監査役が職務の必要上報告および調査を要請した場合には、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および従業員ならびにグループ会社の監査役は、積極的にこれに協力する。
 - (5) 当社およびグループ会社は、当社の監査役に前2号の報告等を行った者に対して、報告等を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
 - (6) 常勤の監査役は、「常務役員会議」その他の重要な会議に出席してその職務に必要な情報を得るとともに、意見を述べることができる。また、監査役会は、必要に応じて、取締役、執行役員、従業員および会計監査人その他の関係者の出席を求めることができる。
 - (7) 監査役がその職務の執行について必要な費用を請求した場合には、取締役は、監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、速やかに当該請求に応じる。また、監査役がその職務の執行に当たり弁護士等の外部の専門家に対して助言を求めることが必要と判断した場合には、取締役は、当該外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「近鉄百貨店(グループ)企業行動指針」において、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭等を渡すことで解決を図らないことを定めています。

なお、総務部を窓口として大阪府企業防衛連合協議会に入会し、定期的に情報収集を行っているほか、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は常勤の警察出身者や弁護士・警察等の外部機関と連携し、対応することとしております。



【適時開示のフロー図】

